

**(川上議員)**

骨髄移植などが必要となる白血病をはじめとする血液疾患を発症する方は年間1万人以上にのぼるといわれています。適合するドナーが見つかる確率は兄弟姉妹の間でも4分の1、血のつながっていない他人になると数百から数万分の1です。移植を希望する全ての患者さんがチャンスを得るためには、一人でも多くのかたのドナー登録への協力が必要です。

そこでまず初めに、県はこれまでより多くの方にドナー登録等をしていただくために、どのような取り組みを行ってきたのか伺います。

**【がん感染症疾病対策課長】**

県では、より多くの県民の方にドナー登録や骨髄等の提供を行っていただくよう、

- ・福岡県だよりによる広報や啓発リーフレットの配布
- ・献血と併せたドナー登録会開催の働きかけ
- ・ドナー登録を呼びかけるボランティアの養成
- ・企業に対するドナー休暇制度等の導入の働きかけなどに

取り組んでおります。

(川上議員)

ドナー登録の対象年齢は 18 歳以上 54 歳以下との制限があります。現在の登録者は 40 代以上が 57.5%と半数以上を占めています。10 年以内に 22 万人のドナーが減ってしまうと計算されており、ドナー登録者の確保が命をつなぐための大きな課題となっています。

54 歳までしかドナー登録が出来ない状況の中、多くの若者・学生が集まる大学での更なる周知と協力が必要であると感じます。

そこで、SNS を活用したドナー登録の啓発をしてはいかがでしょうか。また、学生がドナー登録後患者さんと適合し、授業や実習を休まなくてはならなくなった場合、「ドナー公欠制度」を導入している大学があると聞いておりますが、県立大学にはドナー公欠制度はあるのかお尋ねします。

【がん感染症疾病対策課長】

SNS の活用については、県の LINE や X において、骨髄バンクや骨髄移植に関する県庁ロビー展の開催を発信していたところですが、今後は、これに加えて、ドナー登録の協力を呼びかけてまいります。

公欠制度につきましては、大学等に対して、導入を働きかけているところであり、県立大学におきましては、3 校いずれも導入していただいております。

(川上議員)

若い人たちに骨髄ドナー登録等をしていただくためにどのような取組を行っているのかお尋ねします。また、県立大学と連携して啓発していく取り組み等はできないのかお尋ねします。

【がん感染症疾病対策課長】

若い方に骨髄ドナー登録等をしていただくためには、先ほど申し上げたドナー登録の増加に向けた取組を、若者が多く集まる場所で実施することが効果的と考えております。

このため、成人式会場でのリーフレットの配布や、県立大学を含む大学・専門学校におけるドナー登録会の開催の働きかけを行っているところです。

(川上議員)

本県では、骨髄等の提供を行いやすい環境を整備し、骨髄等移植の促進を図ることを目的として、令和元年から、ドナーに助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助する「福岡県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」を新設しています。

福岡県骨髄等移植ドナー助成事業補助金制度の概要を教えてください。

【がん感染症疾病対策課長】

骨髄移植が行われる際、ドナーの通院や検査、入院に要する費用については、骨髄バンクが全額負担します。

しかしながら、ドナーが仕事をされていて、ドナー休暇制度がない場合は、通院や入院による休暇で、収入が減少することなどが、骨髄移植の妨げとなっています。

このため、ドナーに経済的負担が生じないように休業補償の観点から助成するものであり、具体的には、市町村が骨髄ドナーに対して助成を行った場合、1日あたり2万円、10日間を上限に、その2分の1を市町村へ、補助するものです。

（川上議員）

先日、骨髄ドナー登録を行った看護学生の話によると、様々な説明を受け助成制度のことも聞いたが、学生の自分は対象外と言われたそうです。もちろん善意の登録ではありますが、働いている人だけの助成制度に学生の自分は置いて行かれたような気持ちになったとのことでした。

骨髄移植ドナーの助成制度は、実施している県内の市町によって要件は違うと思いますが、県の助成金が活用できるため、多くの市町は県の補助金要綱に基づいて実施していると思います。

そこでお尋ねです。本県の骨髄等ドナー助成事業補助金交付要綱では、アルバイトやパートをしている方でも、助成金を受ける対象となるのかお答えください。また、県内で助成制度を設けている市町村は、県同様にアルバイトやパートを対象としているのかお尋ねします。

【がん感染症疾病対策課長】

本県の助成制度は、ドナーとして通院等のために仕事を休まれた方を対象にしており、アルバイトやパート勤務の方も含まれております。

また、助成制度を設けている全ての市町村においても、アルバイトやパート勤務の方を対象としております。

(川上議員)

先ほど説明があったように、本県の骨髄ドナー助成制度は、休業補償の観点から創設されたものであり、県内でこの交付金を活用しているほとんどの自治体が就労に制限をかけています。

事前に提出した資料をご覧ください。

福岡県の骨髄ドナー助成事業補助金交付要綱では、補助対象を「この補助金は、骨髄ドナー助成事業を対象とする。ただし、骨髄ドナーが事業所の定めるドナー休暇制度、休日を利用した場合は、当該日数から減ずる」とし、就労していることが前提となっています。一方、兵庫県では対象者を「骨髄等を提供した日及び申請時に県内に住所があるドナーとする」と定めており、特に就労については制限をかけていないことがわかります。

また、兵庫県の担当者によると、県内の実施自治体のうち半分の自治体が就労の制限をかけていないことも、要件緩和の一因であると伺いました。

本県の交付金要綱も就労制限を緩和することで、実施市町も運用しやすくなり、より多くの方の協力が得られるのではないかと考えます。

ドナーに選ばれた方は、ご家族の同意、職場等への説明や確認、また採血や最終検査で、骨髄採取の基準を満たすようにと自身の体調を徹底して管理するなど並々ならぬ努力をして頂くことになります。

そこでご提案です。本県でも兵庫県のように、ドナー登録をしていただく方の就労制限をかけずに制度を緩和してはどうかと思いますが、ご見解をお伺いします。

【がん感染症疾病対策課長】

本県の助成制度は、ドナーに経済的負担が生じないよう休業補償の観点から

創設したものであり、委員ご指摘の見直しについては、助成制度の趣旨と異なっております。

本制度については、これまでも日数の拡大などの見直しを行ってきたところ
です。

今後の見直しに当たっても、登録者の増加、ひいては骨髄移植の増加等につ
ながるのか、他県の状況や日本骨髄バンクに寄せられたドナーの声、市町村の
意見等を収集しながら、引き続き、検討してまいります。

(川上議員)

ただ今の答弁では、補助成制度は休業補償の観点から創設したもので、制度
の見直しにはいくつかの課題があるとのことでした。しかし、骨髄の提供を待
っている患者さんのために、一人でも多くの方にドナー登録をしていただける
よう、休業補償の観点から命をつなぐためのドナー登録助成金制度へと、今一
重、深い観点に立って制度の見直しについて検討していただきたいと思いま
す。

その点について最後に部長のお考えをお尋ねします。

【保健医療介護部長】

骨髄移植を受けなければ生き続けられない多くの患者が、ドナーからの提供
を待っておられる現実もあることから、県ではこれまで、骨髄ドナー登録者の
増加に取り組んできたところです。

また、実際にドナーとなって骨髄を提供される方が、通院や入院により収入
が減少することなどが、移植の妨げとなっていることから、その経済的負担を
軽減するため、この助成制度を創設したものです。

先ほど課長も答弁しましたが、今後の見直しに当たっては、登録者の増加、
ひいては骨髄移植の増加等につながるのか、他県の状況や日本骨髄バンクに寄
せられたドナーの声、市町村の意見等を収集しながら、検討してまいります。